

所長指示第 2 1 号

令和 6 年 6 月 1 0 日

広島拘置所長

### 教誨師の招へい及びその宗教活動等について

標記について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 0 号）第 6 8 条、教誨師の招へい及びその宗教活動等に関する訓令（令和 6 年 3 月 2 9 日法務省矯成訓第 2 1 号法務大臣訓令）及び令和 6 年 3 月 2 9 日付け法務省矯成第 5 1 7 号矯正局長依命通達「教誨師の招へい及びその宗教活動等に関する訓令の運用について」に基づき、運用上必要な事項及び実施要領を下記のとおり定める。

なお、令和 3 年 5 月 1 2 日付け当職指示第 1 8 号「宗教上の儀式行事及び教誨師について」は廃止する。

### 記

#### 1 事務の所管

処遇部企画部門とし、責任者を首席矯正処遇官（企画担当）（以下「責任者」という。）、実施担当者を統括矯正処遇官（指導担当）及び標記に関する事務を命ぜられた職員（以下「担当者」という。）とする。

#### 2 教誨師の招へい

担当者は、被収容者が宗教上の儀式行事（以下「宗教行事」という。）に参加し、又は宗教上の教誨（以下「宗教教誨」という。）を受けたいことを希望した場合には、その希望する宗教宗派に所属する教誨師を招へいし、被収容者

が宗教行事に参加し、又は宗教教誨を受ける機会を設けるように努めること。

なお、当所教誨師会又は広島県教誨師会に教誨師の派遣を依頼すること。

### 3 遵守事項の告知

担当者は、宗教活動等を行うに当たって、教誨師に次のことを告知すること（別紙1）。

- (1) 宗教活動等の実施上知ることのできた被収容者の身上、職員の個人情報、施設の保安警備等に関する秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 被収容者の裁判又は審判に関する事項には触れないこと。
- (3) 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある内容の発言はしないこと。
- (4) その他施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上遵守すべき事項として責任者が指示する事項。

### 4 宗教活動等の実施への協力

担当者は、宗教活動等の円滑な実施のため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。

- (1) 教誨師から要請があった場合その他特に必要と認める場合を除き、下記6(2)アの個人教誨について、職員による立会を行わないこと。

なお、当所の判断で特に立会が必要と認める事情が新たに生じた場合は、その理由をあらかじめ当職に報告し、立会することが相当であるとしたときは、その旨を教誨師に告知すること。

- (2) 教誨師に対しては、必要に応じて、事前に、宗教行事若しくは当職の求めに基づくその他の協力活動に参加し、又は宗教教誨を受けることを予定している被収容者の人数及び氏名その他宗教活動等を行うために必要な情報を提供すること。ただし、情報の提供は、口頭又は書面の閲覧により行い、個人情報の記載された書面を施設外に持ち出させないこと。

- (3) 宗教行事及び宗教教誨への参加を希望する被収容者には、あらかじめ願箋により願い出させること。この際、教誨師の都合や宗教宗派により、実施の調整ができないことがあることや中止となる可能性があることについて告知しておくこと。

## 5 実施記録

「宗教活動等実施簿」(別紙2)に記録すること。

ただし、教誨を行った場合は、その内容を記載しないこと。

## 6 実施要領

### (1) 宗教行事

#### ア 対象者

当所を処遇施設とする受刑者とする。ただし、隔離中の者、反則行為の調査のため昼夜居室処遇としている者、閉居罰執行中の者及び休養中の者を除く。

#### イ 実施場所

原則として講堂とする。講堂を使用することができない場合は第二会議室又は責任者が指定する場所とする。

#### ウ 実施時間その他宗教行事ごとの詳細な実施要領

担当者において、その都度起案する。

### (2) 宗教教誨

#### ア 個人教誨

##### (ア) 対象者

全被収容者とする。ただし、刑事訴訟法の定めにより面会が許されない場合を除く。

なお、隔離中の者、反則行為の調査のため昼夜居室処遇としている者及び閉居罰執行中の者については当所の規律及び秩序の維持その他

管理運営上支障を生ずるおそれがない場合、休養中の者については医師が許可した場合は、個人教誨を実施するものとする。

(イ) 実施場所

上記(1)イに同じ。

(ウ) 実施時間その他個人教誨ごとの詳細な実施要領

その都度、担当教誨師と調整するものとするが、実施時間については、担当教誨師から特段の要望がない限り1時間以内で調整すること。また、上記4の(1)による立会を行うときは、担当教誨師の意向を踏まえ、担当教誨師、責任者及び担当者間で事前の打ち合わせを行い、被収容者が落ち着いて自己の内面を見つめ、精神的な救済を得ることができるよう必要以上に被収容者に接近することがないように配慮すること。

なお、立会を行わない場合は、担当者は必ず担当教誨師に非常ベルの位置を示すなど非常時の対応を教示しておくほか、図書室など責任者が指定する場所で待機し、おおむね15分に1回程度、実施状況を確認して保安事故防止に努めること。

イ 集合教誨

(ア) 担当教誨師との調整

担当者は、同一宗教宗派の宗教教誨の願い出が複数あった場合に集合教誨を希望する者がいるときは、集合教誨の実施の可否について担当教誨師の意向を確認すること。

(イ) 対象者

原則として受刑者とする。ただし、未決拘禁者としての地位を有する者を除く。

なお、受刑者以外の被収容者については、対象者とすべき積極的な

理由がある場合に限り処遇審査会に付議して判断するものとする。

(ウ) 実施場所

上記(1)イに同じ。

(エ) 実施人数

最大人数をおおむね10名とする。ただし、性別及び身分が同一の被収容者で編成するほか、当所を処遇施設とする受刑者とそれ以外の受刑者は別にすること。

(オ) 実施時間その他集合教誨ごとの詳細な実施要領

その都度、担当教誨師と調整するものとするが、実施時間については、担当教誨師から特段の要望がない限り1時間以内で調整すること。

(3) 当職の求めに基づくその他の協力活動

ア 対象者

全被収容者とし、協力活動の内容に応じてその都度当職が指示する。

イ 実施場所

上記(1)イに同じ。

ウ 実施時間その他協力活動ごとの詳細な実施要領

担当者において、その都度起案する。

(4) 用具

宗教活動等に際し、必要な用具を所持していない被収容者には、当所又は担当教誨師が準備した用具を使用させるものとする。ただし、担当者において、担当教誨師が準備した用具を使用した場合に保安上の問題が生じるおそれがあると判断したときは、責任者を通じて担当教誨師に事情を説明し、当該用具の使用を控えることについて理解を求めること。

7 その他

(1) 氏名など教誨師の個人情報を被収容者に開示しないこと。

- (2) 被収容者が個人的に宗教家に依頼する教誨については、面会として取り扱うものとする。
- (3) 個人教誨について、複数の被収容者が同時期に同一宗教宗派の教誨を願い出た場合に実施時期を調整するときは、担当者の下へ願箋が最初に到達した者を優先するものとするが、被収容者の釈放時期を踏まえ、全員に個人教誨を実施できるよう担当者において実施時期を調整して差し支えない。
- また、同一被収容者が複数の宗教宗派の個人教誨を願い出ようとする際は、1件ずつの提出とし、先に提出した願箋の個人教誨が実施されてから後に、別の願箋を提出させるものとする。
- (4) 集合教誨について、同一被収容者が複数の宗教宗派の教誨を願い出た場合は、担当者において事前にその理由を確認し、処遇審査会に付議してその可否を判断するものとする。この場合、真摯な理由による願い出であれば可能な限り教誨の実施について取り計らうものとする。

別紙 1

## 広島拘置所教誨師遵守事項

広島拘置所長

当所において、宗教活動等を行うに当たり、下記のとおり、遵守していただきますよう御協力をお願いいたします。

### 記

- 1 宗教活動等の実施上知ることのできた被収容者の身上、職員の個人情報、施設の保安警備等に関する秘密を漏らすことがないようになしてください。
- 2 被収容者の裁判又は審判に関する事項には触れないでください。
- 3 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある内容の発言はしないでください。
- 4 その他施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上遵守すべき事項として責任者が指示する事項に従ってください。

## 宗教活動等実施簿

1 教誨師名	宗派
2 被収容者の氏名又は人員	
3 実施日時	年 月 時 分から 時 分まで
4 実施場所	
5 活動の種類 (該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 儀式行事 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団 ) <input type="checkbox"/> 教誨 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団 ) <input type="checkbox"/> 協力活動 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団 )
6 実施内容 (教誨については、記載せず斜線を引くこと。)	
7 参考事項	

## (留意事項)

活動の種類は、以下の定義に基づき選択すること。

- 1 儀式行事  
彼岸法要、大祓、復活祭、葬儀等の特定の日に宗教家が主宰して行う活動等
- 2 教誨  
個人的依頼（複数の者によるものを含む。）によりなされる読経、説話、教化、宗教教義に基づく精神的救済活動
- 3 協力活動  
施設の長の求めに基づく矯正処遇、矯正教育等の指導・教育的活動